

中国における個人所得税の源泉徴収税手数料申請

中国の個人所得税法上、源泉徴収者は税務機関への申請により納付した個人所得税（源泉徴収税額）の一部が手数料として支給されますが、この源泉徴収手数料の法令上の規定関係や、北京市及び天津市の制度を例として申請期間及び会計・税務上の処理方法についてご案内いたします。また、お客様から日本の「年末調整」制度と混合されているお問い合わせを頂くケースがいくつかございましたので、その違いについても解説いたします。

1. 源泉徴収手数料に関する法令上の規定

個人所得税の源泉徴収義務者は、申請手続きを行うことにより納付した個人所得税（源泉徴収税額）の2%に相当する源泉徴収手数料の支給を受けることができます（個人所得税法第11条）。受給を受けた源泉徴収手数料は源泉徴収業務を円滑におこなった財務担当者の奨励金として使用することができる（個人所得税代扣代繳暫行弁法第17条）と規定しています。但し、税務機関が検査の結果、申告納付した個人所得税の納税不足が発覚し、追加納付が発生したような場合は手数料支給の対象とはなりません（同法同条）。

当該制度は、確実に税徴収を行うため源泉徴収納税の奨励を目的に設けられた制度であり、源泉徴収納税義務者に与えられた特典と言えます。

なお、当該源泉徴収手数料の用途について、規定上は財務担当者の奨励金として使用「できる」とされていますが、あくまでも任意規定であり、具体的な使用用途は源泉徴収義務者たる企業が判断すればよいものとなります。

2. 申請期間

(1) 北京市の場合

2015年度の北京市朝陽区における手続きの例は以下の通りです。

申請受理期間：2015年4月1日～4月30日

申請対象期間：2014年1月1日～12月31日の間に源泉徴収納税した個人所得税

なお、対象期間以前の期間について源泉徴収手数料の申請請求をしていない場合は、実務上、過去3年分遡って申請をすることが可能（2015年に申請した場合、2012年～2014年の源泉徴収手数料）ですが、税務局担当者に個別に交渉をする必要があります。

(2) 天津市の場合

天津市の代表的な地区における受理期間は、和平区及び東麗区は1月、4月、7月、10月に申請受付をしており、西青区及び経済技術開発区(TEDA)の場合は1年を通して申請受付をしています。また、各区における申請対象期間は以下の通りです（カッコ内は2016年4月に申請した場合の対象期間）。

和平区：申請月から遡って36ヶ月分 (2013年4月～2016年3月納税分)

東麗区：和平区と同様

西青区：申請月から遡って35ヶ月又は34か月分 (2013年5月又は6月～2016年3月納税分)

開発区：申請年から遡って3年分 (2013年1月～2015年12月納税分)
--

